

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	孺恋村

孺恋村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 農林振興課 林業係
所 在 地 吾妻郡孺恋村大字大前 1 1 0 番地
電 話 番 号 0 2 7 9 - 9 6 - 1 2 5 6
F A X 番 号 0 2 7 9 - 9 6 - 1 9 7 9
メールアドレス nourin@vill.tsumagoi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、カモシカ、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	孺恋村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積 (a)	被害金額 (千円)
ニホンジカ	キャベツ、キャベツ苗	1,332	84,972
カモシカ	キャベツ、キャベツ苗	602	38,388
イノシシ	キャベツ、ジャガイモ、トウモロコシ	103	4,984
ツキノワグマ	キャベツ、キャベツ苗、トウモロコシ	778	51,521
ニホンザル	トウモロコシ、ジャガイモ	16	442

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

加害鳥獣は村の周囲に広がる国有林・民有林をはじめ集落・農地周辺及び河川沿いの林帯の広範囲に生息しており、村内全域の耕作地において定植期から収穫期まで農作物への被害が発生している。 平成23年度の被害のピーク時から侵入防止柵による防除対策、捕獲の推進等により被害は減少傾向にあるものの、個体数が増加しているニホンジカによる被害が増加している。 また、近年ツキノワグマの目撃・被害が増加しており農作物及び人的被害も懸念されている。 鳥獣別の被害傾向については以下のとおりである。

ニホンジカ	近年捕獲頭数が増加していることから個体数が増加していると考えられ、農家へのアンケート結果からも被害割合が他の獣種と比較して多大である。 苗の定植期と収穫期の被害が主となっている。
カモシカ	侵入防止柵整備等の被害防除対策の結果、被害は減少傾向にあるものの、依然として苗の定植期及び収穫期の被害をもたらしている。
イノシシ	春から秋にかけ、ジャガイモやトウモロコシを中心に被害は多品目にわたり発生している。 また、農作物以外にもゴルフ場の芝や畦畔、堆肥置き場の掘り起こしなどの被害が発生している。
ツキノワグマ	夏から秋にかけ、トウモロコシの被害が多く発生しており、また、ここ数年ではキャベツへの被害も多く確認されている。 村内各地での目撃件数も増加しており、人的被害についても懸念されている。
ニホンザル	村内全域に5群が生息しており、年間を通して主に民家周辺へ出没し多品目にわたる農作物への被害を及ぼしている。 家庭菜園への被害が多く、収穫を楽しみにしている耕作者の意欲を奪っている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害面積(a)	被害金額(千円)	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ	1,332	84,972	860.0	55,000
カモシカ	602	38,388	470.0	30,000
イノシシ	103	4,984	93.0	4,500
ツキノワグマ	778	51,521	600.0	40,000
ニホンザル	16	442	14.5	400

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	孺恋村鳥獣被害対策実施隊、孺恋村猟友会の協力を得て、有害鳥獣の捕獲にあたっている。 有害鳥獣捕獲業務の従事者支援として、わな檻・設置時の見回りについて委託契約の締結、実施隊員へのハンター保険加入費の補助を行っている。 また、従事者育成のため、狩猟免許取得費用及び銃所持許可取得費用の助成を行っている。 ニホンジカ 有害捕獲期間、猟期における捕獲奨励金の交付。 実施隊員による一斉捕獲の実施。 安全が確保される状況・場所においてライフル銃による捕獲を実施。 カモシカ 被害が確認された場合はカモシカ適正管理計画を作成し捕獲を実施。 イノシシ 有害捕獲期間、猟期における捕獲奨励金の交付。 実施隊員による一斉捕獲の実施。 ツキノワグマ 農作物への被害があった場合は捕獲檻による捕獲を実施。 民家周辺への出没等人身への危険性がある場合には銃器及び捕獲檻での捕獲を実施。	・捕獲従事者の確保 ・ニホンジカの個体数増加 ・ニホンザルの生息域拡大

	ニホンザル ニホンザル適正管理計画に基づき、門貝地区を中心に檻を設置し捕獲を実施。 群に属する個体にテレメトリー及びGPS首輪を装着し、会計年度任用職員による追いつ払いを実施。	
防護柵の設置等に関する取組	平成15年度から村費での有害鳥獣対策資材の購入費補助により防除対策を推進。 また、ニホンジカ・カモシカ・イノシシの食害対策として、鳥獣被害防止総合対策交付金事業により侵入防止柵の整備を推進、令和4年度までに金網柵132,790m、電気柵97,015mを設置している。	・設置後の管理の徹底 ・適切な設置方法の普及啓発
生息環境管理その他の取組	村広報にて有害鳥獣対策に係る情報を発信。 電気柵設置に係る相談会の実施。 群馬県事業にてニホンジカ及びツキノワグマにGPS首輪を装着し得られた情報を被害防止のため活用。 ニホンザル5群に対してGPS及びテレメトリー式首輪を装着し、生息状況を管理。	・季節により他県に移動を行うニホンジカの捕獲対策 ・ニホンザル生息区域の拡大

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追いつ払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

防除対策を進めてきた結果、被害については減少傾向にあるものの、依然として被害は多大であるため、侵入防止柵の設置推進、侵入防止柵の適切な設置方法及び農作物残渣適正処理の重要性についての周知、農地周辺の森林管理による緩衝帯の設置、有害鳥獣捕獲の推進等の施策を総合的に実施する。	
ニホンジカ	個体数が増加しており、さらなる対策が重要なため、GPS首輪で得られる位置情報を有効活用し、従来実施している罠・銃による捕獲（予察捕獲含）及び侵入防止柵の設置を今まで以上に推進していく必要がある。 しかしながら、捕獲数が個体数の増加に追いついていないのが現状であり、個体数調整も視野に入れた新しい捕獲方法の確立を検討。 また、令和5年度より群馬県と長野県の協力により、両県を季節移動するニホンジカの広域的な捕獲を実施。
カモシカ	被害が確認された場合には「カモシカ適正管理計画」を作成し、これに基づき金網柵・電気柵の設置等防除対策を進めるとともに、被害状況を検証し、捕獲が必要な場合は被害を及ぼしている個体を特定し個体数調整を実施する。
イノシシ	令和2年度、3年度においては捕獲頭数及び被害が大幅に減少したものの、令和4年度内では被害及び目撃数の増加が確認されているため、引き続き罠・銃による捕獲（予察捕獲含）及び侵入防止柵の設置推進を実施する。 捕獲檻設置時には必要に応じてICT機器を併設し、見回り負担の軽減を図る。
ツキノワグマ	電気柵設置の推進及び適切な設置方法の周知により被害対策を図る。 個体数が少ないことも踏まえながら、農作物及び人的被害の恐れがある場合には捕獲を行う。 捕獲檻設置時には必要に応じてICT機器を併設し、見回り負担の軽減を図る。 群馬県事業により装着したGPS首輪から得られる位置情報についても有効的に活用し、農作物及び人的被害防止に努める。

ニホンザル	「群馬県ニホンザル適正管理計画」に基づき、群を捕獲により縮小していき50頭の1群に抑える。 会計年度任用職員による追い払いや捕獲の推進を継続的に実施するとともに、地域住民に情報提供を行い、地域による追い払いを実施し被害防止に努める。 捕獲檻設置時には必要に応じてICT機器を併設し、見回り負担の軽減を図る。
-------	--

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲については群馬県の定める第13次鳥獣保護管理事業計画に基づき編成した有害鳥獣捕獲隊及び孺恋村鳥獣被害対策実施隊が従事する。 また、罨免許を有する農林事業者の耕作地において被害が確認された場合については、有害鳥獣捕獲隊及び孺恋村鳥獣被害対策実施隊と連携し捕獲体制の補完及び人材の育成を図る。 なお、ニホンジカ・イノシシ・ツキノワグマを捕獲する際、近接すると逃げられてしまう場合において周囲の状況に十分な注意を払い、ライフル銃(特定ライフル銃含む)を使用しての捕獲を実施し被害軽減に努める。 また、人身被害の危険性が懸念される場合、周囲の安全を十分に考慮し、イノシシ・ツキノワグマを確実に捕獲するため、ライフル銃(特定ライフル銃含む)を使用する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 5年度	ニホンジカ カモシカ イノシシ ツキノワグマ ニホンザル	有害鳥獣捕獲隊及び嬭恋村鳥獣被害対策実施隊と連携し、ＩＣＴ機器を活用し、効率的な捕獲活動を実施する。 捕獲従事者を確保するため、狩猟免許及び銃所持許可取得を行う者に対し助成を行う。
令和 6年度	ニホンジカ カモシカ イノシシ ツキノワグマ ニホンザル	有害鳥獣捕獲隊及び嬭恋村鳥獣被害対策実施隊と連携し、ＩＣＴ機器を活用し、効率的な捕獲活動を実施する。 捕獲従事者を確保するため、狩猟免許及び銃所持許可取得を行う者に対し助成を行う。
令和 7年度	ニホンジカ カモシカ イノシシ ツキノワグマ ニホンザル	有害鳥獣捕獲隊及び嬭恋村鳥獣被害対策実施隊と連携し、ＩＣＴ機器を活用し、効率的な捕獲活動を実施する。 捕獲従事者を確保するため、狩猟免許及び銃所持許可取得を行う者に対し助成を行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方						
近年の捕獲頭数の推移、生息状況や被害発生状況により、鳥獣ごとに捕獲数を設定する。 カモシカについては被害が確認された場合に適正管理計画を作成し、捕獲を実施する。						
年度別捕獲実績						
獣種	区分	H30	R1	R2	R3	R4
ニホンジカ	有害	25	33	56	92	131
	猟期	75	69	111	169	154
	合計	100	102	167	261	285
カモシカ	個調	4	—	—	—	—
イノシシ	有害	22	58	28	19	33
	猟期	135	119	48	61	44
	合計	157	177	76	80	77
ツキノワグマ	有害	11	8	37	28	18
ニホンザル	有害	7	13	23	22	10

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ニホンジカ	１８０頭	１８０頭	１８０頭
カモシカ	被害状況により 頭数を設定	被害状況により 頭数を設定	被害状況により 頭数を設定
イノシシ	５０頭	５０頭	５０頭
ニホンザル	５０頭	５０頭	５０頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容	
対象鳥獣の捕獲については、関係法令とともに群馬県が定める第１３次鳥獣保護管理事業計画の方針に基づき実施する。	
ニホンジカ	有害捕獲は主にくくり罠により行うが、安全が確保された状況であれば銃器（ライフル銃等）による捕獲も実施。 また、捕獲奨励金を交付し捕獲の推進を図る。
カモシカ	甚大な被害が発生し、防止柵等で防止できない場合は、「孺恋村適正管理計画」を策定し、関係機関を協議の上、重機及び罠による個体数調整を実施する。
イノシシ	有害捕獲は主に箱罠及びくくり罠により行うが、安全が確保された状況であれば銃器（ライフル銃等）による捕獲を実施。 また、捕獲奨励金を交付し捕獲の推進を図る。
ツキノワグマ	農作物及び人的被害の防止等、捕獲がやむを得ない場合に限り、安全かつ効果的な方法により捕獲を行う。
ニホンザル	捕獲檻での捕獲活動について一年を通じて実施し、エサが少なくなる冬期間に集中的に捕獲を行う。

(注) １ わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

２ 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ニホンジカ・イノシシ・ツキノワグマを捕獲する際、近接すると逃げられてしまう場合、周囲の状況に十分注意し、ライフル銃（特定ライフル銃含む）を使用しての捕獲を実施し被害軽減に努める。（鳥獣保護区内を含む） また、人身被害の危険性が懸念される場合、周囲の安全を十分に考慮し、イノシシ・ツキノワグマを確実に捕獲するため、ライフル銃（特定ライフル銃含む）を使用する。（鳥獣保護区内を含む）

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣種、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
嬭恋村全域	地方自治法第252条の17の2第1項7及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条第1項に基づき、対象鳥獣については県より捕獲許可権限を委譲済み。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	金網柵	金網柵	金網柵
カモシカ	6,300m	3,000m	3,000m
イノシシ	電気柵	電気柵	電気柵
ツキノワグマ	4,000m	1,000m	1,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ カモシカ イノシシ ツキノワグマ	柵の設置及び管理に関する協定書を締結し、柵の管理を徹底し、被害防止を図る。	柵の設置及び管理に関する協定書を締結し、柵の管理を徹底し、被害防止を図る。	柵の設置及び管理に関する協定書を締結し、柵の管理を徹底し、被害防止を図る。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンジカ カモシカ イノシシ ツキノワグマ ニホンザル	ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザルについてはGPS首輪から得られる位置情報を活用して生息環境調査を実施。 広報等を活用し、農家等に対し有害鳥獣対策に係る情報の普及啓発を図る。 電気柵設置相談会を開催し、地域による対策獣種の違いを考慮した適切な指導を実施。 森林整備による緩衝帯の設置、放任果樹の除去、収穫残渣の適正処理を促進するとともに、ニホンザルの被害地域住民に対し追い払い資材（ロケット花火・轟音玉等）の支給及び煙火従事者（轟音玉）の資格取得に対する助成等追い払い活動の支援を行う。
令和6年度	ニホンジカ カモシカ イノシシ ツキノワグマ ニホンザル	ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザルについてはGPS首輪から得られる位置情報を活用して生息環境調査を実施。 広報等を活用し、農家等に対し有害鳥獣対策に係る情報の普及啓発を図る。 電気柵設置相談会を開催し、地域による対策獣種の違いを考慮した適切な指導を実施。 森林整備による緩衝帯の設置、放任果樹の除去、収穫残渣の適正処理を促進するとともに、ニホンザルの被害地域住民に対し追い払い資材（ロケット花火・轟音玉等）の支給及び煙火従事者（轟音玉）の資格取得に対する助成等追い払い活動の支援を行う。

令和 7年度	ニホンジカ カモシカ イノシシ ツキノワグマ ニホンザル	ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザルについてはGPS首輪から得られる位置情報を活用して生息環境調査を実施。 広報等を活用し、農家等に対し有害鳥獣対策に係る情報の普及啓発を図る。 電気柵設置相談会を開催し、地域による対策獣種の違いを考慮した適切な指導を実施。 森林整備による緩衝帯の設置、放任果樹の除去、収穫残渣の適正処理を促進するとともに、ニホンザルの被害地域住民に対し追い払い資材（ロケット花火・轟音玉等）の支給及び煙火従事者（轟音玉）の資格取得に対する助成等追い払い活動の支援を行う。
-----------	--	--

（注） 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

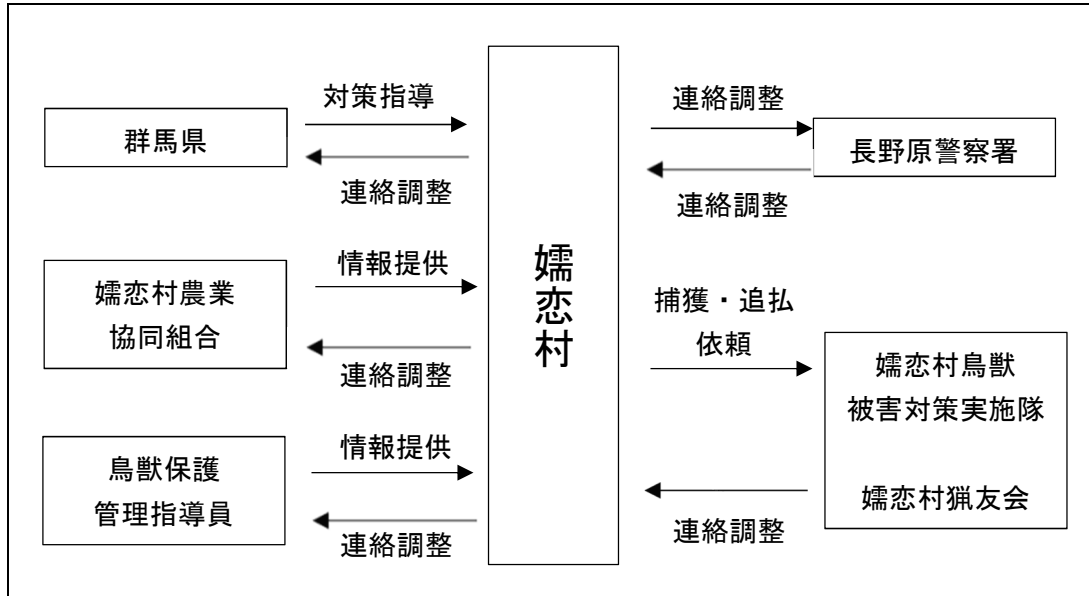
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（1）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
群馬県	各関係機関との連絡・調整・対応の指導
嬬恋村農林振興課	住民の安全確保、各関係機関との連絡・調整
嬬恋村農業協同組合	地域巡回、情報収集・提供
長野原警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
嬬恋村鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、捕獲体制整備
嬬恋村猟友会	
鳥獣保護管理指導員	地域巡回、情報収集・提供

- （注） 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、ニホンジカについては、県内においての獣肉出荷規制解除に向け群馬県家畜保健衛生所へ検体提供する。

ツキノワグマについては、学術研究のため検体を群馬県自然史博物館に提供する。

カモシカを捕獲した場合は、群馬県自然史博物館における学術研究のための試料として提供するとともに毛皮の処理等を適切に行うものとする。

各獣種において、試料提供等を行わない個体については有害鳥獣捕獲隊及び鳥獣被害対策実施隊により、捕獲現場・村有地へ埋設する。尚、野生動物の生態系を乱さぬよう、適切な方法で処理するとともに、家畜伝染病や人獣共通感染症のリスクを減らすよう努める。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	利用予定無し
ペットフード	利用予定無し
皮革	利用予定無し
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等で	利用予定無し

のと体給餌、学術研究等)	
--------------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

利用予定無し

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

利用予定無し

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称： 孺恋村有害鳥獣対策協議会	
構成機関の名称	役割
孺恋村	協議会の運営等
孺恋村農業協同組合	村との協議会への共同参画、被害農家との連携調整、情報提供
孺恋村猟友会	被害状況調査と捕獲対策の実施、捕獲に関する情報提供
孺恋村鳥獣被害対策実施隊	
群馬県鳥獣被害対策支援センター	技術供与と指導助言、情報提供
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の分析や学術研究
吾妻農業事務所	技術供与と指導助言、情報提供
吾妻環境森林事務所	技術供与と指導助言、情報提供 被害状況調査と捕獲許可業務
孺恋村議会	協議会に対する助言、情報提供
孺恋村農業委員会	協議会に対する助言、情報提供
孺恋村区長会	各地区の被害情報提供、村への捕獲要請、被害調査のとりまとめ
鳥獣保護管理指導員	猟友会、被害農家等との連携による被害調査、指導、防除対策への助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
群馬県	各関係機関との連絡・調整、対応の指導
嬭恋村農林振興課	住民の安全確保、各関係機関との連絡・調整
嬭恋村農業協同組合	地域巡回、情報収集・提供
長野原警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報
嬭恋村鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、捕獲体制整備
嬭恋村猟友会	
鳥獣保護管理指導員	地域巡回、情報収集・提供

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

嬭恋村有害鳥獣捕獲隊の隊員の内、被害防止対策に積極的に取り組むことが見込まれる者を特措法第9条に定める「鳥獣被害対策実施隊員」に任命し、担当する地域の対象鳥獣5種類の捕獲を担っており、26名の隊員により構成されている。

尚、実施隊員の内猟免許を有する農業者については、その地域を担当する対象鳥獣捕獲員と協力し、捕獲檻の管理等を担うこととする。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲の担い手を確保するため、狩猟免許取得に対する助成を行うとともに、各種講習会等への参加を促し、捕獲従事者の確保・育成を図る。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害防止対策について、関係者が共通認識を持つための研修会を開催し組織の充実を図る。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。